

## 日本木材学会中部支部地域功労賞授与規程

1. 本支部に日本木材学会中部支部地域功労賞（以下、地域功労賞という）を設ける。
2. 地域功労賞は、本支部の目的にかなった活動あるいは事業に貢献した会員に、その業績を称える目的で授与する。
3. 会員は受賞に値すると思われる候補者を、中部支部長宛てに申し出ることができる。
4. 受賞者は、中部支部内に設置した地域功労賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）で選考し、評議員会の承認を経て決定する。
5. 中部支部長は、受賞者を表彰して賞状を贈るほか、支部総会、ホームページ等で報告する。受賞者の発表および授与式は支部大会の期間中に行う。
6. 賞の授与に要する費用は、中部支部の経費をもって充てる。
7. 授与内規および選考方針については、中部支部評議員会が合議の上、別に定める。

附則 この規程は、平成 26 年 6 月 10 日より実施する。

## 日本木材学会中部支部地域功労賞授与内規

日本木材学会中部支部地域功労賞授与規程に基づき、以下の内規を定める。ただし、この内規は選考委員会の討議及び中部支部評議員会の承認を経て随時改めることができる。

### 1. 推薦

推薦書には「日本木材学会中部支部地域功労賞推薦書」と明記する。推薦書には次の事項を記載し、事業年度ごとに定める期日までに支部長宛てに提出する。なお、自薦他薦を問わない。

- (イ) 推薦者の氏名、所属機関、連絡先
- (ロ) 被推薦者の氏名、生年月日、最終学歴、最終卒業年、所属機関
- (ハ) 業績題目
- (二) 推薦理由（600字以内）

### 2. 選考委員会

(イ) 選考委員会は支部役員で構成され、選考委員長及び委員は支部長が委嘱する。ただし、受賞候

補者として推薦された者は選考委員会の委員長及び委員となることはできない。

(ロ) 選考委員会の委員数は5名前後とする。

(ハ) 選考委員会は、委員長および3/4以上の委員の出席によって成立する。

(二) 前項の規定に関わらず、委員長が認めた場合には、メールによる議論をもって選考委員会の開催に代えることができる。

### 3. 選考

選考は、次の各項により行う。

(イ) 選考委員会において合議により若干名の受賞者を決定する。

(ロ) 合議により受賞者を決定できないときは投票によって行う。投票方法は連記制とするが、不完全連記も有効とする。投票の結果、有効投票数の過半数の票数を得た者を受賞者とする。

### 3. 承認

承認は、次の各項により行う。

(イ) 選考委員長は、受賞候補者選考結果を評議員会に報告する。

(ロ) 承認は、評議員会出席者の過半数をもって決定する。

附則 この内規は、平成26年6月10日より実施する。